第８章　人口減少が及ぼす社会保障財源への影響

土居　丈朗[1]

【要旨】

人口減少に伴う社会保障給付費の将来見通しについては、これまでにも試算されているが、社会保障財源については、その工面が可能か否か綿密な検討がなされていない。本稿では、人口減少に伴う世帯数の変動が社会保障財源に与える影響について、将来推計を交えて分析した。

分析には、総務省「消費動向指数」や厚生労働省「国民生活基礎調査」等を用いて、非課税品目や軽減税率対象品目の分別を踏まえた消費税、所得税、個人住民税、社会保険料について、世帯主年齢階級別１世帯当たり負担額を推計した上で、今後の世帯数の変動を反映して2040年度までの税収の推移を推計した。その結果、消費税、所得税、個人住民税、社会保険料とも、2040年には、人口減少に伴う世帯数の変動によって、直近と比べて１割ほど税収や社会保険料収入が減少することが確認された。その中でも、消費税の方が、所得比例的な負担よりも、人口減少に伴う世帯数の変動の影響を受けにくいことも確認された。

そうした性質を踏まえ、消費税による財源調達や高齢者への所得比例的な負担を求めることなどが、今後必要であることが示唆される。

1. はじめに

本稿では、人口減少が社会保障財源に与える影響について定量的に分析する。人口構造の変化に伴う社会保障給付費の将来見通しについては、これまでにも試算されている。しかし、社会保障財源については、その工面が可能か否か綿密な検討がなされていない。本稿では、その点に焦点を当てて検討を深めたい。

図表1は、2018年5月に政府が示した「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（以下、「将来見通し」）である。図表1によると、社会保障給付費が2025年度には約140兆円、2040年度には約190兆円になるという。この将来見通しは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））に基づいた人口構成の変化を踏まえた推計となっており、人口動態の影響は考慮に入っている。また、経済前提は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」（以下、「中長期試算」）を基にしている。

[1] 慶應義塾大学経済学部教授

図表1　2040年を見据えた社会保障の将来見通し（社会保障給付費）

単位：兆円

	（実績値）	（ベースラインケース）		
	2015	2018	2025	2040
年金	54.9	56.7	59.9	73.2
医療	37.7	39.2	47.4	68.5
介護	9.4	10.7	15.3	25.8
子ども子育て	12.8	7.9	10.0	13.1
その他		6.7	7.7	9.4
合計	114.9	121.3	140.2	190.0

（出所）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（2018年5月）、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計2015年」を基に筆者作成。

この将来見通しは、こうした人口動態や経済に関する前提とは整合的である。ただ、「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））については専門家の間でも堅実な前提と評価されているが、「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」については、楽観的な前提という評価がある。

楽観的な経済前提を置いて将来推計を行って、その通りに財源を確保できなければ、それは画餅に帰す。

そこで、本稿では、社会保障給付費の財源について、将来見通しの通りに確保できるかを検証する。その際、人口減少の影響も考慮に入れる。

本稿の構成は次の通りである。第２節で、前掲の将来見通しについて、その財源確保の可能性について検討する。その際、楽観的な経済前提とならないよう、ベースラインケースを用いる。第３節で、人口減少の影響を織り込んだ社会保障財源の見通しを独自に推計し、検討を行う。そして、第４節では、本稿の分析をまとめる。

2.「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」での財源は確保できるか

社会保障給付費の財源は、公費（税財源）と保険料で賄われている。「将来見通し」では、図表１のような社会保障給付費を、現行制度に基づいた負担割合で負担を求めた場合、公費と保険料でそれぞれいくら負担を求めることになるかを示している。それが、図表 2 である。ここで用いた試算結果は、「中長期試算」のベースラインケースに基づくものである。それは、少なくとも、「中長期試算」の成長実現ケースを前提にすると楽観的であるとの評価があるためである。ベースラインケースなら堅実か否かは、評価が分かれるところであ

る[2]。

図表 2 を見ると、2040 年度には、負担の合計は 187.3 兆円となり、そのうち公費で 80.3 兆円、保険料で 107 兆円という構成となっている[3]。特に、「対 2018 比」という列に、2018 年度の金額との差額を示している。2040 年度までに、公費では 33.4 兆円、保険料では 36.8 兆円の追加負担が必要となることが伺える。公費においては、そのうち医療で 15.1 兆円の追加負担が必要とされており、医療での公費負担の増加が大きいことがうかがえる。

しかし、この金額は、給付額の試算を前提に、それを負担割合に応じて公費と保険料に振り分けたまでで、その分だけ増税や保険料の引上げが確約されたものではない。もちろん、そのすべてを追加的な増税で賄わなければならないというわけではない。しかし、追加的な増税一切なしにその金額を賄うことが果たしてできるだろうか。

図表2　2040年までの社会保障財源（公費・保険料）の見通し

単位：兆円
（ベースラインケース）

		2018	2025	2040	対2018比
医療	計	39.2	47.4	68.5	29.3
	公費	17.1	21.6	32.2	15.1
	保険料	22.1	25.8	36.3	14.2
介護	計	10.7	15.3	25.8	15.1
	公費	5.9	8.5	14.2	8.3
	保険料	4.8	6.9	11.6	6.8
年金	計	52.6	58.7	70.6	18.0
	公費	13.2	14.6	17.2	4.0
	保険料	39.5	44.1	53.4	14.0
負担計	計	117.2	139.0	187.3	70.1
	公費	46.9	57.8	80.3	33.4
	保険料	70.2	81.2	107.0	36.8

（注）負担計には、医療、介護、年金以外の子ども子育て等が含まれている。
（出所）「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」（2018 年 5 月）を基に筆者作成。

---

[2] 「将来見通し」は 2018 年 1 月時点の「中長期試算」に依拠しているが、その後の「中長期試算」において、経済成長率はより現実的な見込みに大幅に修正されている。厚生労働省資料「社会保障の給付と負担の現状」によると、2019 年度の社会保障給付費は 123.7 兆円（対 GDP 比 21.9%）となっており、足下の 2019 年度の対 GDP 比（21.9%）は既に、「将来見通し」における 2025 年の対 GDP 比（21.7%）を上回っている。このように、「将来見通し」は当時の楽観的な経済見通し等を基礎にして、社会保障給付費の総額や対 GDP 比等を推計したものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要があるということに留意すべきである。

[3] 負担計が、図表 1 の給付の合計と一致しないのは、公費と保険料以外に、年金積立金の運用益等が財源となることが想定されているからである。

2018 年度の社会保障給付費の公費負担 46.9 兆円には、すべてを税財源で賄いきれず赤字公債で賄っている部分もあるのだが、ひとまずこの公費負担分に相当する部分が、経済成長に伴う自然増収によって、追加的な増税なしに 2025 年度や 2040 年度にいくら賄えるかを推計してみよう。中長期試算の名目成長率に税収弾性値を 1.1 と想定して、2018 年度の 46.9 兆円が、経済成長に伴い自然増収が加わると 2025 年度や 2040 年度にいくらになるかを推計した結果が、図表 3 に示されている。税収弾性値を 1.1 とすることが妥当な理由については、土居（2013, 2017）等で説明されている。

「将来見通し」で想定している名目成長率は、「将来見通し」でも明らかにしているように、2020 年代はおおむね 1.7～1.9％で、2028 年度以降は 1.3％と定率となっている。

図表3　「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」における公費負担と税収見通し

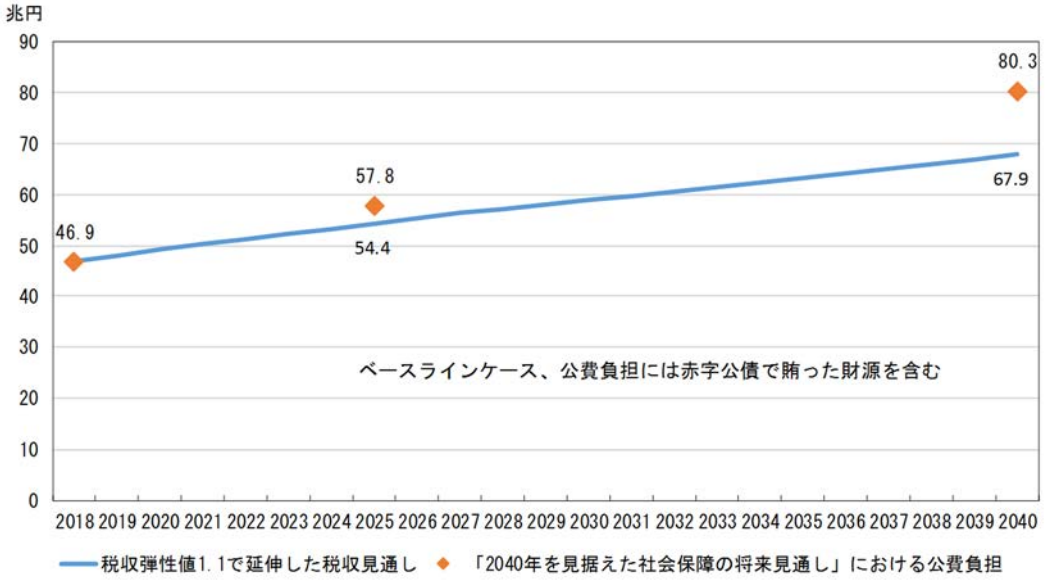

（出所）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（2018年5月）を基に筆者作成。

結果は、図表 3 のように、2025 年度に 54.4 兆円、2040 年度に 67.9 兆円である。この金額を、図表 2 に示された 2025 年度や 2040 年度の公費負担の必要額と比較すると、2025 年度では 3.4 兆円少なく、2040 年度では 12.4 兆円少ないことがわかる。

つまり、（仮に2018年度の46.9兆円がすべて税財源で賄えていたとしても）2025年度には3.4兆円、2040年度には12.4兆円の追加財源が必要となる。それは、社会保障給付費を「将来見通し」の金額程には増えないように抑制するか、税財源以外の追加的な負担（自己負担の増加を含む）で工面するか、追加的な増税で税財源を確保するか、によって手当てすることが求められることになる。

3. 人口減少を考慮した社会保障財源の将来推計

(1) 人口減少を考慮した負担の将来推計の必要性

前節でみたように、「将来見通し（ベースラインケース）」では、2028 年度以降の名目成長率を 1.3%と仮定していた。ちなみに、消費者物価上昇率（GDP デフレータ上昇率ではない）は、2028 年度以降 1.2%と仮定している。消費者物価上昇率と GDP デフレータ上昇率の差が、「中長期試算」の 2027 年度と同じ 0.6%pt と仮定すると、2028 年度以降の GDP デフレータ上昇率は 0.6%となる。そうすると、2028 年度以降の実質成長率は 0.7%と仮定しているとみなすことができる。

他方、「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、2030 年代には総人口は年平均で－0.7%となっている。すると、2030 年代には、1 人当たり実質成長率が 1.4%ほどでなければ、前述の実質成長率 0.7%、ひいては「将来見通し」で想定した名目成長率 1.3%は実現しないことになる。

ちなみに、わが国で人口が減少し始めたとされる 2008 年以降でみると、2019 年までの 11 年間における 1 人当たり実質成長率は年率平均 0.78%である（2020 年 5 月 18 日発表の内閣府「四半期別 GDP 速報（2020 年 1-3 月期・1 次速報）」ベース）。

こうしてみると、名目成長率を仮定して、それに税収弾性値を乗じて将来の税の自然増収を見込むという推計方法では、こうした人口動態を反映できない可能性がある。

そこで、以下では、人口減少を考慮できるよう、各年齢階級の各種負担の現状を分析した上で、社会保障財源の将来推計を行う。特に、社会保障財源を意識して、消費税と社会保険料に焦点を当てる。社会保険料の負担を分析できるならば、同じ資料を用いて所得税や個人住民税の負担についても分析可能となる。したがって、本稿では、消費税と社会保険料に加えて、所得税と個人住民税の負担も分析対象とする。

各種負担に関する分析は、大野ほか(2014)などでも精緻に分析されている。ただ、その将来推計は行っていない。

医療については、厚生労働省「医療保険に関する基礎調査」で、年齢階級別 1 人当たり医療費、自己負担額及び保険料の比較（年額）が毎年度推計されている。ただし、そこで負担について推計されているのは、年齢階級別の 1 人当たりの医療の自己負担額と公的医療保険料までで、年金や介護などの他の社会保障の負担や、税負担は推計されていない。

国税庁「民間給与実態統計調査」では、年齢階級別の平均給与は示されているが、所得税負担額は示されていない。

本来、所得税や個人住民税は、個人単位での課税となっているから、個人単位での税負担の推計を行うのが望ましい。しかし、個人単位での税負担の実績値に関する統計が公表されていない。そこで、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2018 年）」で公表されている世帯主年齢階級別の課税等の状況を用いて、世帯単位での税負担の推計を行うこととする。同調査には、社会保険料負担の実績値も公表されていることから、これも分析対象とする。

ただし、国民生活基礎調査には、消費税負担についての統計は公表されていない[4]。そこで、同じ世帯主年齢階級別で統計が公表されている総務省「消費動向指数（2018 年）」参考詳細表の合成金額を用いて、2018 年における世帯主年齢階級別の消費税負担を推計することとする[5]。「消費動向指数（2018 年）」は、1 年間を通じて単一税率で消費税が課税された最終年のものでもある。そのため、分析する上で税率変更や複数税率に伴う複雑な按分計算等をせずとも消費税負担が推計できる。

世帯単位での推計となることから、「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」と整合的な国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成 30 年推計）」を用いることとする。また、推計を行う際、世帯員数によって消費支出が異なることは自明である。「日本の世帯数の将来推計(平成 30 年推計)」では、単独世帯とそれ以外（二人以上世帯）に分けて 2040 年までの世帯主年齢階級別世帯数が入手できる。そこで、本稿では、「消費動向指数（2018 年）」の消費支出について、単身世帯（単独世帯）と二人以上世帯に分けて、分析することとする。

(2) 1世帯当たり消費税負担額の推計

以上を踏まえ、推計方法について説明する。まず、「消費動向指数（2018 年）」参考詳細表を用いて、2018 年における世帯主年齢階級別の 1 世帯当たり平均の消費税負担額を推計する。推計するにあたり、消費税の非課税品目を消費支出から分別する必要がある。そして、2019 年 10 月から消費税の標準税率が 10%となるとともに軽減税率が設けられたことから、軽減税率の対象品目も分別する必要がある。2018 年は全品目の税率が８％ではあるが、今後の税負担を推計することから、2019 年 10 月以降の消費税制が今後も継続することを前提として、消費税負担額の推計を行う[6]。

ただ、消費税収を推計する上で、家計消費の統計から推計された消費税負担額と実際の消費税収との間に乖離があることは、あまたある先行研究によって以前から知られている。その乖離は、政府をはじめとする公的機関、医療機関、介護事業者、学校法人等の非課税取引に携わる法人が、仕入時には消費税を支払うが、それを財やサービスの購入者に消費税として課税しないことによって生じる[7]。加えて、家計が購入する住宅に対する消費税は、家計

---

[4] 宇南山（2015）では、国民生活基礎調査における家計支出総額の回答には不詳があり、不詳が発生すると平均支出水準に偏りが生じる可能性がある点と、単身世帯の割合が過少である点を指摘している。

[5] 消費動向指数は、家計調査の結果を補完し、消費全般の動向を捉える分析用のデータとして総務省統計局が開発中の参考指標であることから、本稿では家計調査ではなく消費動向指数を用いることとした。また、家計調査結果（総世帯、単身世帯）の訂正に伴い、2020 年 5 月 8 日に行われた訂正を反映した消費動向指数の合成金額を用いている。

[6] もちろん、2018 年の消費動向指数における消費支出は、全品目の税率が 8%である状況での支出額であるから、標準税率が 10%になって軽減税率が設けられた後での消費支出の構成と異なりうる。しかし、現時点ではその統計が入手できないことから、2018 年の消費支出の構成が今後も変わらないと仮定して推計する。

[7] ここでは、消費税を転嫁できるか否かは不問である。なぜならば、転嫁できなくても、売却（譲渡）する側の付加価値が減じるだけで、課税取引である以上従価税として消費税は賦課されて、納税されるからである。転嫁の度合いに関わらず、（非課税事業者たる）最終消費者に対する課税取引は、税込価格に相当

の住宅購入に関するデータが入手できなければ、家計消費の統計からでは推計できず、これも実際の消費税収との乖離となる。稀にしか売買されない高額商品に対する消費税も同様である。

消費税収に関する乖離の修正は、先行研究[8]でもいくつかの方法で試みられているが、本稿では次のように行った。本稿の目的は、あくまでも人口減少に伴う社会保障の税財源の将来推計である。したがって、将来推計が可能な形で、現状の消費税負担をより的確に捕捉できるようにする方法が、本稿の目的に適うものといえる。

そこで、前述のように、「消費動向指数（2018 年）」を用いつつ、消費動向指数における消費支出（住宅購入は含まれない）と国民経済計算での家計最終消費支出（住宅購入は固定資本形成に含まれる）との乖離を埋めるところまでの補正を行うが、残された消費税収の乖離は、最終消費者に消費税の形で賦課されなかったものと、住宅に対する消費税や消費動向指数で捕捉できなかった家計消費に対する消費税であるとみなす。

ここでは、内閣府「国民経済計算年報」の 2018 年の家計最終消費支出（持ち家の帰属家賃を除く）の名目額約 249 兆 28 億円をコントロールトータルとして、家計消費の統計から推計された消費額と実際の消費額との間の乖離を埋めることとする。家計消費の統計として、「消費動向指数（2018 年）」の参考詳細表から、1 世帯当たり品目別支出金額（帰属家賃は含まれていない）について、二人以上世帯と単身世帯（単独世帯）に分けて、世帯主年齢階級別に、消費支出からその他の消費支出のうち寄付金と贈与金と仕送り金を除いた金額を得る。

家計消費の統計と国民経済計算との乖離の是正に関する先行研究では、浜田（2012）で用いられ、前田・梅田（2013）で「経常補正」と呼ぶ補正がある。それは、総務省「家計調査」において、家計が過小に消費を申告する可能性を考慮して、年間収入の経常収入に対する比率を掛け合わせる補正である。本稿でも、この経常補正を採用する。経常補正に際しては、総務省「家計調査年報（2018 年）」において、総世帯の勤労者世帯と無職世帯から得られる年間収入と経常収入の 1 世帯当たり平均値と、二人以上世帯の勤労者世帯と無職世帯から得られる同平均値を用いる[9]。また、それぞれの世帯属性の調整集計世帯数もわかる。これにより、総世帯と二人以上世帯における年間収入の経常収入に対する比率（勤労者世帯と無職世帯の加重平均）が得られる。そして、二人以上世帯以外の総世帯は単身世帯であるから、調整集計世帯数を加味して単身世帯の同比率も求められる。この比率は、各属性にて全年齢階級で同じであると仮定する。

こうして単独世帯とその他（二人以上世帯）とに分けて、1 世帯当たり消費額にこの比率を乗じて得たそれぞれの金額に、「日本の世帯数の将来推計(平成 30 年推計)」から得られる

する消費者価格に比して消費税が賦課され、納税される。しかし、家計消費の統計から推計された消費税負担額と消費税収との乖離は、最終消費者に消費税が賦課されない取引（非課税取引）によって生じうる。

[8] 村瀬・湯田・岩本(2005)、上村(2006)、八塩・長谷川 (2009)、高山・白石(2010)などがある。

[9] 「家計調査」では、勤労者・無職以外の世帯では、経常収入の値が得られないので、本稿の分析では除外した。

2018 年の世帯主年齢階級別世帯数を乗じた上で、全年齢階級の合計額を求める。この合計額が、「消費動向指数（2018 年）」から得た家計消費の金額となる。この合計額には、持ち家の帰属家賃は含まれていない。

しかし、この合計額は 2018 年の家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）よりも少ないことから、両者の比（1.347）を、乖離を是正する係数（以下、乖離是正倍率と呼ぶ）とする。これにより、家計最終消費支出（持ち家の帰属家賃を除く）をコントロールトータルとした家計消費の乖離の是正ができる。ただし、消費税収そのものにおける乖離の是正は行わない。

次に、前述のように算出した 1 世帯当たり消費額について、「消費動向指数（2018 年）」における消費税の非課税品目を、品目分類別に分別する[10]。非課税品目は、住居の家賃地代と設備修繕・維持のうち火災・地震保険料、保健医療の保健医療サービスのうち医科診療代と歯科診療代と出産入院料と他の入院料、交通・通信の自動車等維持のうち自動車保険料(自賠責)と自動車保険料(任意)と自動車保険料以外の輸送機器保険料、教育の授業料等と教科書、教養娯楽の教養娯楽サービスのうち外国パック旅行費、その他の消費支出の他の諸雑費のうち医療保険料と他の非貯蓄型保険料と寄付金と介護サービス、贈与金、仕送り金とした[11]。

そして、「消費動向指数（2018 年）」における品目分類において、2019 年 10 月以降に消費税の軽減税率（8%）の対象となる品目を、食料（ただし酒類と一般外食と賄い費を除く）、保健医療の健康保持用摂取品、教養娯楽の書籍・他の印刷物のうち新聞とした[12]。それ以外の課税対象品目は、2019 年 10 月以降の標準税率（10%）の対象品目とした。以下では、2019 年 10 月以降と記さずに、軽減税率対象品目と標準税率対象品目と称することとする。

「消費動向指数（2018 年）」において、世帯主年齢階級別 1 世帯当たり消費支出額を、軽減税率対象品目（酒類を除く飲食料品と新聞）と標準税率での課税品目と非課税品目に分けて、単独世帯と二人以上世帯についてそれぞれ算出した。加えて、それぞれの消費額について、前述の理由で乖離是正倍率を乗じて推計したのが、図表 4 である。この消費額は、すべて消費税込みの消費額である。

図表 4 では、二人以上世帯と単独世帯について、乖離是正倍率を算出する際に用いた消費

---

[10] 消費動向指数では、家計調査の品目分類を踏襲している。

[11] 消費税の非課税品目をより精緻に分別した先行研究として、高山・白石(2010)、前田・梅田（2013）や大野ほか（(2014）などが挙げられる。これらは、総務省「全国消費実態調査」を用いている。一部の先行研究と異なり、本稿での非課税品目には、保健医療の整骨鍼灸院治療代と教育の学習参考書教材と他の諸雑費のうち保育所費用を含めず、外国パック旅行費を含めた。整骨鍼灸院治療代については、医師の同意のない施術は健康保険の対象とならないのが原則であることから、課税取引とみなした。教科書・学習参考書教材については、教科用図書は非課税だが、学習参考書教材は課税される。保育費用については、認可保育施設の利用料は消費税が非課税だが、認可外保育施設の利用料は課税になるものがあるため、ここでは非課税品目とはしなかった。外国パック旅行費については、国外取引につき課税されない。

[12] ただし、テイクアウトと宅配の飲食物は軽減税率対象品目だが、一般外食に分離不可能な形で含まれるため、本稿の分析上は標準税率対象品目扱いとなっている（学校給食は軽減税率対象品目扱いとしている）。また、みりんは標準税率の対象品目だが、他の調味料に分離不可能な形で含まれるため、本稿の分析では軽減税率対象品目扱いとなっている。

額と、消費税課税対象品目の消費額、そのうち軽減税率対象品目の消費額を示している。消費税課税対象品目の消費額から軽減税率（8%）対象品目の消費額を差し引くと、標準税率対象品目の消費額となる。図表 4 には、調整集計世帯数も合わせて示している。総世帯の消費額は、「消費動向指数(2018 年)」から導出した調整集計世帯数をウエイトとして二人以上世帯と単独世帯の加重平均の消費額として示している。

図表4　世帯主年齢階級別 1 世帯当たり消費支出の推計

２人以上世帯・支出年額　　単位：円

世帯主年齢	消費額	うち課税品目	うち8%対象品目
～29歳	4,690,988	3,722,936	754,924
30～39歳	5,471,255	4,544,337	1,013,858
40～49歳	6,275,528	5,242,809	1,227,437
50～59歳	6,518,577	5,419,834	1,276,654
60～69歳	5,559,702	4,884,538	1,335,103
70歳～	4,453,064	3,910,551	1,298,323

単独世帯・支出年額　　単位：円

世帯主年齢	消費額	うち課税品目	うち8%対象品目
～29歳	2,884,828	2,273,415	359,940
30～39歳	3,219,801	2,444,067	433,853
40～49歳	3,324,583	2,615,948	509,144
50～59歳	3,163,482	2,618,294	547,292
60～69歳	3,032,728	2,567,485	647,177
70歳～	2,552,814	2,224,190	683,743

総世帯・支出年額　　単位：円

世帯主年齢	消費額	うち課税品目	うち8%対象品目
～29歳	3,239,801	2,558,296	437,568
30～39歳	4,970,432	4,077,143	884,839
40～49歳	5,663,377	4,697,887	1,078,433
50～59歳	5,529,398	4,593,859	1,061,617
60～69歳	4,839,494	4,224,159	1,139,039
70歳～	3,716,968	3,257,308	1,060,254

調整集計世帯数（10,000対比）

世帯主年齢	総数	単独世帯	２人以上世帯
～29歳	509	409	100
30～39歳	860	191	669
40～49歳	1,568	325	1,243
50～59歳	1,689	498	1,191
60～69歳	2,140	610	1,530
70歳～	3,234	1,253	1,981
合計	10,000	3,286	6,714

（注）消費額は消費支出－寄付金－贈与金－仕送り金
（出所）総務省「消費動向指数」（2018年）を基に筆者推計。

次に、１世帯当たり消費税負担額を推計する。軽減税率（8%）対象品目については消費額に 0.08／1.08 を乗じ、標準税率（10%）対象品目については消費額に 0.1／1.08 を乗じた額を消費税負担額として求めた。2018 年の消費額は、標準税率対象品目でも税率 8%の税込消費額であることに留意されたい。その額を、世帯主年齢階級別１世帯当たり消費税負担額として示したのが、図表 5 である。図表 5 では、単独世帯と二人以上世帯に分けて１世帯当たり負担額を示すとともに、その加重平均である総世帯での１世帯当たり負担額も示している。また、図表 5 は、全品目の税率が 8%とした 2018 年における消費税負担額ではなく、標準税率対象品目が 10%で課税されたものと仮定した推計額である。

図表 5 によると、二人以上世帯では世帯主が 50～59 歳の世帯で、１世帯当たり消費税負担額が最も多くなっている。それより若い年齢階級では、若くなるにしたがって１世帯当たり消費税負担額が少なくなっている。それより年長の年齢階級では年齢が上がるにつれて少なくなっている。単独世帯では世帯主が 40～49 歳の世帯で、１世帯当たり消費税負担額が最も多くなっており、それより若い年齢階級では若くなるにしたがって１世帯当たり消費税負担額が少なくなり、それより年長の年齢階級では年齢が上がるにつれて少なくなっている。

総世帯で見ると、世帯主が 40～49 歳の世帯で、１世帯当たり消費税負担額が最も多くなっている。

図表5　世帯主年齢階級別１世帯当たり消費税負担額の推計

２人以上世帯・消費税負担額　　単位：円

世帯主年齢	8%対象品目	10%対象品目	年額
～29歳	55,920	274,816	330,736
30～39歳	75,101	326,896	401,997
40～49歳	90,921	371,794	462,715
50～59歳	94,567	383,628	478,195
60～69歳	98,897	328,651	427,548
70歳～	96,172	241,873	338,045

単独世帯・消費税負担額　　単位：円

世帯主年齢	8%対象品目	10%対象品目	年額
～29歳	26,662	177,174	203,836
30～39歳	32,137	186,131	218,268
40～49歳	37,714	195,074	232,789
50～59歳	40,540	191,759	232,300
60～69歳	47,939	177,806	225,745
70歳～	50,648	142,634	193,282

総世帯・消費税負担額　　単位：円

世帯主年齢	8%対象品目	10%対象品目	年額
～29歳	32,412	196,364	228,776
30～39歳	65,544	295,584	361,127
40～49歳	79,884	335,135	415,019
50～59歳	78,638	327,059	405,698
60～69歳	84,373	285,659	370,033
70歳～	78,537	203,431	281,968

（出所）総務省「消費動向指数」(2018年)を基に筆者推計。

以下では、図表5の１世帯当たり消費税負担額が、2040年まで不変である（だから、消費税率も不変である）と仮定して、世帯主年齢階級別世帯数が変動することを通じて、消費税負担額の合計が変化すると、消費税収がどう変化するかを推計する。

(3) １世帯当たり所得税・社会保険料負担額の推計

その前に、所得税、個人住民税、社会保険料の負担の推計方法について説明する。基本は、世帯主年齢階級別の世帯単位での推計である。「消費動向指数（2018 年）」でも直接税と社会保険料の支出額については示されているが、勤労者世帯と無職世帯に限られる上、無職世帯については世帯主年齢階級別の負担額は示されていない。そのため、本稿での分析では、前述の通り、「国民生活基礎調査（2018 年）」を用いることとする。

「国民生活基礎調査（2018 年）」には、所得税と個人住民税と社会保険料について、「当該拠出金等のある世帯数」と「当該拠出金等のある 1 世帯当たりの平均金額」が、世帯主年齢階級別に公表されている。しかし、当該拠出金等のある 1 世帯当たりの平均金額を 1 世帯当たり負担額とすると、当該拠出金等のない世帯数を無視することとなる。したがって、世帯主年齢階級別の全世帯で見た 1 世帯当たり負担額を推計すべく、当該拠出金等のある 1 世帯当たりの平均金額×当該拠出金等のある世帯数÷全世帯（当該拠出金の有無が不詳の世帯を除く）として、1 世帯当たり負担額を推計した。

所得税と個人住民税と社会保険料について、世帯主年齢階級別 1 世帯当たり負担額を示したのが、図表 6 である。図表 6 によると、所得税と個人住民税と社会保険料はともに、世帯主が 50～59 歳の世帯で、1 世帯当たり負担額が最も多くなっており、それより若い年齢階級では若くなるにしたがって 1 世帯当たり負担額が少なくなり、それより年長の年齢階級では年齢が上がるにつれて少なくなっている。社会保険料負担額は、世帯主が 40～49 歳の世帯で年に約 100 万円、50～59 歳の世帯で年 100 万円を超えている。

図表6　世帯主年齢階級別 1 世帯当たり負担額の推計

総世帯（2018年）　単位：円

世帯主年齢	所得税	個人住民税	社会保険料
～29歳	120,739	144,457	496,447
30～39歳	287,079	265,556	826,307
40～49歳	452,471	343,786	996,689
50～59歳	491,934	404,681	1,083,383
60～69歳	244,021	184,678	565,423
70歳～	131,637	105,163	360,214

（注）所得税には、復興特別所得税を含むが分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される所得税を除く。
（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査（2018年）」を基に筆者推計

しかも、年齢階級による 1 世帯当たり負担額の差は、世帯主が 50～59 歳の世帯では、29 歳以下や 70 歳以上の世帯の 2 倍超となっている。それは、累進課税されている所得税のみならず、所得比例的な負担である個人住民税や社会保険料でも 2 倍超の差となっている。その差は、低所得者への減免や高齢者向けの負担軽減（後期高齢者医療の保険料の軽課や若年層と比べると手厚い公的年金等控除）や概ね 60 歳以上では年金保険料が課されないことが現れているものと考えられる。

この金額が、2040 年まで不変であると仮定して、世帯主年齢階級別世帯数が変動することを通じて、各負担額の合計の変化を推計する。また、消費税負担額の推計と異なり、「国民生活基礎調査（2018 年）」では単独世帯か二人以上世帯かの区別をした統計が得られないため、所得税と個人住民税と社会保険料については、単独世帯か二人以上世帯かの区別をせ

ずに（つまり総世帯として）推計する。

(4) 税･保険料負担額の2018年の推計

「日本の世帯数の将来推計(平成 30 年推計)」に示されている世帯主年齢階級別世帯数は、図表 7 の通りである。単独世帯は、2030 年までは全体として増加傾向だが、その後は減少に転じると見込まれている。世帯主年齢が 49 歳以下の年齢階級では、2018 年が最も多く、その後世帯数は減少すると見込まれている。世帯主年齢が 50～59 歳では、2030 年まで世帯数は増加するが、その後減少すると見込まれている。世帯主年齢が 60 歳以上の年齢階級では、2020 年以降は増加傾向にあると見込まれている。

その他（二人以上）世帯は、全体として 2018 年が最も多く、その世帯数は減少すると見込まれている。世帯主年齢が 29 歳以下の世帯では、2025 年をピークとして、それ以降は減少すると見込まれている。世帯主年齢が 30～49 歳の年齢階級では、2018 年が最も多く、その後世帯数は減少すると見込まれている。世帯主年齢が 50～59 歳では、2025 年まで世帯数は増加するが、その後減少すると見込まれている。世帯主年齢が 60～69 歳の世帯では、2025 年までは減少傾向だが、その後 2035 年まで増加に転じるが、2040 年には減少すると見込まれている。世帯主年齢が 70 歳以上の世帯では、2025 年までは増加するが、その後減少すると見込まれている。

将来推計の前に、2018 年の世帯数を用いて、2018 年の消費税と所得税と個人住民税の推計上の合計額と実際の税収とを比較しよう。2018 年のデータを用いた本稿の推計によると、消費税（課税対象品目に一律で８％で課すと仮定）の全世帯合計額は 15 兆 5,606 億円、所得税の合計額は 15 兆 3,052 億円、個人住民税の合計額は 12 兆 5,248 億円であった。ここでの消費税は、国税の消費税と地方税の地方消費税を合わせたものであり、所得税は、復興特別所得税を含むが分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される所得税を除いたものであり、個人住民税は、分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される個人住民税を除いたものである。

2018 年度の税収の実績値は、総務省「地方財政白書」、総務省「道府県税徴収実績調」、財務省「決算の説明」、国税庁「国税庁統計年報」によると、消費税と地方消費税の合計した税収は 22 兆 4,964 億円、復興特別所得税を含むが分離課税される利子所得・配当所得・譲渡所得に課される所得税を除いた所得税収は 15 兆 64 億円、利子割と配当割と株式等譲渡所得割を含まない個人住民税は 12 兆 6,461 億円であった。

暦年と年度のずれはあるが、所得税と個人住民税では、両者はかなり近似している。しかし、消費税では 6 兆 9,357 億円ほどの乖離があった。これは、前述のように、公的機関、非課税事業者、非課税取引に従事する法人が仕入時に支払った消費税は納税されたが最終消費者に消費税の形で賦課しなかったものと、住宅に対する消費税や消費動向指数で捕捉できなかった家計消費に対する消費税と考えられる。

ちなみに、2018年に仮に消費税の標準税率が10％であるとして課税された場合に推計さ

れる消費税負担額の全世帯合計額は、18兆4,597億円である（図表5に示された 1 世帯当たり消費税負担額に当該世帯数を乗じて、すべての世帯類型の合計額として求められる）。以下の将来推計では、標準税率を10％として消費税収を推計するため、ベンチマークとなる2018年の推計上の消費税収は、この金額を採用する。

図表7　世帯主年齢階級別世帯数の将来推計

単独世帯数（単位：千世帯）

世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	3, 645	3, 627	3, 509	3, 307	3, 134	2, 957
30～39歳	2, 370	2, 294	2, 150	2, 130	2, 065	1, 955
40～49歳	2, 550	2, 513	2, 266	2, 063	1, 923	1, 891
50～59歳	2, 461	2, 648	3, 078	3, 105	2, 755	2, 497
60～69歳	2, 763	2, 646	2, 781	3, 224	3, 723	3, 724
70歳～	5, 218	5, 614	6, 176	6, 424	6, 632	6, 918
合計	19, 007	19, 342	19, 960	20, 254	20, 233	19, 944

その他世帯数（単位：千世帯）

世帯主年齢	2018	2020	2025	2030	2035	2040
～29歳	1, 022	1, 021	1, 038	967	897	831
30～39歳	4, 205	4, 030	3, 703	3, 603	3, 534	3, 312
40～49歳	6, 822	6, 674	5, 824	5, 147	4, 721	4, 641
50～59歳	6, 251	6, 424	7, 020	6, 971	6, 096	5, 408
60～69歳	6, 949	6, 362	5, 921	6, 174	6, 785	6, 665
70歳～	9, 633	10, 254	10, 651	10, 368	10, 049	9, 955
合計	34, 883	34, 764	34, 156	33, 230	32, 081	30, 813

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2018年推計)」。

(5) 税･保険料負担額の将来推計

世帯主年齢階級ごとに、図表 7 に示された世帯数を、図表 5 に示された 1 世帯当たり消費税負担額に乗じることで、2020 年以降の各年の消費税負担額の階級合計が求められる。その金額を示したのが、図表 8 である。ここでは、単独世帯と二人以上世帯の合計を示している。

図表8　世帯主年齢階級別消費税収

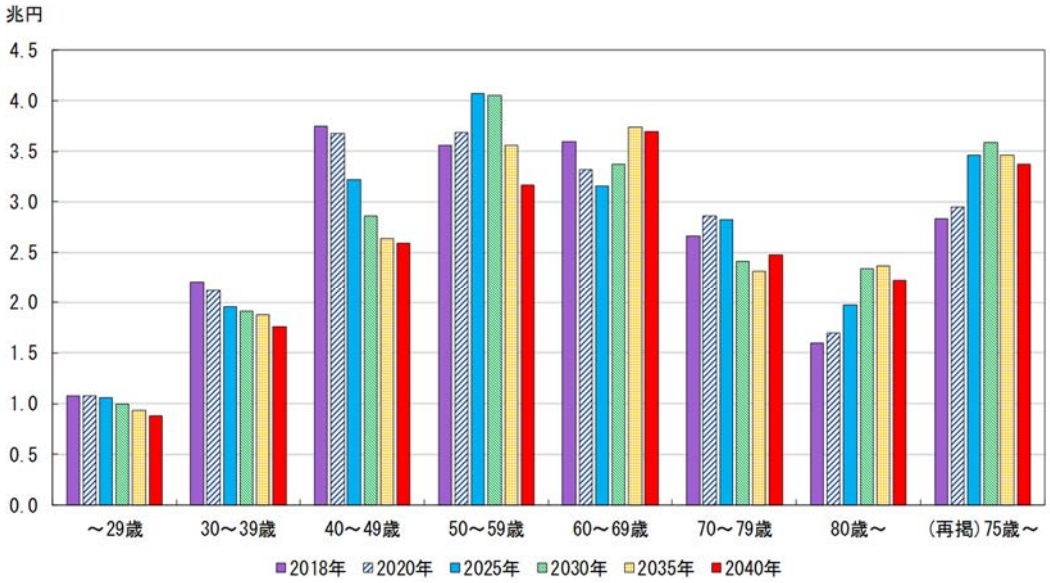

（出所）筆者推計。

図表 5 に示されていたように、総世帯で見ると 2018 年の消費税負担額は、世帯主が 40～49 歳の世帯が 1 世帯当たりで最も多かった。その影響が支配して、図表 8 における 2018 年の世帯主年齢階級別の金額は、世帯主が 40～49 歳の世帯の金額が他の世帯よりも多い。

しかし、その後、世帯数の変化によって、世帯主が 40～49 歳の世帯が負担する消費税は急激に減少する。他方、世帯主が 50～59 歳の世帯の消費税負担額は、階級全体では 2025 年まで増え続けるが、その後減少に転じることがわかる。2035 年と 2040 年は、世帯主年齢階級別にみると、世帯主が 60～69 歳の世帯が負担する消費税が最も多くなっている。

ちなみに、図表 8 では、世帯主年齢階級が 70 歳以上の世帯を、「日本の世帯数の将来推計(平成 30 年推計)」に従って 70～79 歳と 80 歳以上に分けて推計した金額を示している。この推計では、世帯主年齢階級が 70 歳以上の 1 世帯当たり消費税負担額が 70～79 歳と 80 歳以上とで同じであると仮定している。というのも、「消費動向指数（2018 年）」では、世帯主年齢階級は 70 歳以上としたデータのみを公表しており、分解できないからである。

そして、その全年齢階級合計が、その年の消費税収として推計できる。その結果は、所得税、個人住民税、社会保険料の負担の推計と合わせてまとめて後に示すこととする。

同様に、所得税、個人住民税、社会保険料も、世帯主年齢階級ごとに、図表 7 に示された世帯数を乗じることで、各年の負担額の階級合計が求められる。所得税について、その金額を示したのが、図表 9 である。

図表9　世帯主年齢階級別所得税収

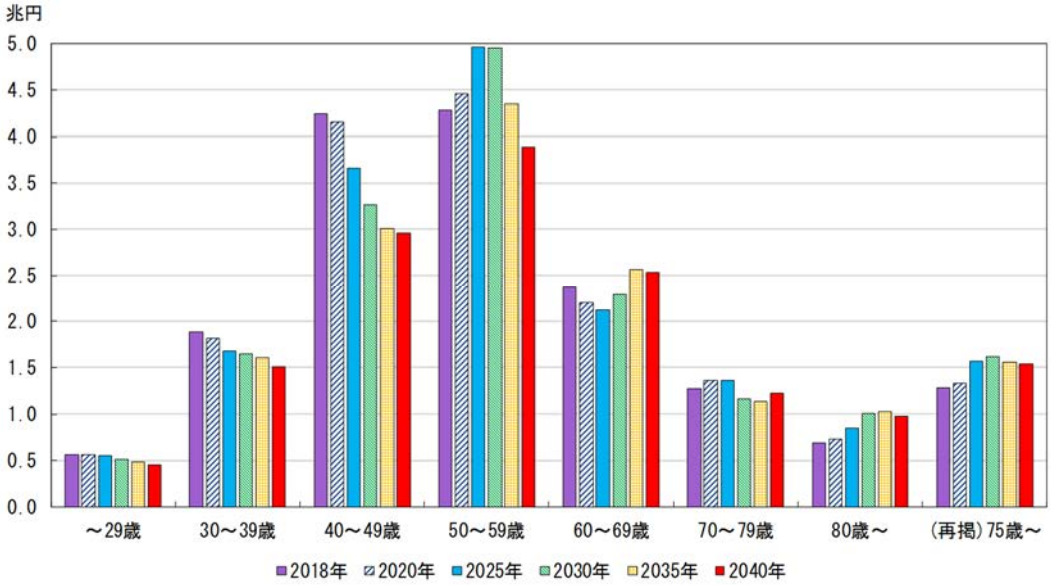

（出所）筆者推計。

図表 9 を見ると、世帯主年齢階級別の金額は、2020 年以降は世帯主が 50～59 歳の世帯が他の世帯よりも多い。ただ、その金額も 2025 年をピークに減少する。世帯主が 40～49 歳の世帯の金額は、2018 年が最も多く、それ以降減少する。この２つの年齢階級以外は、３兆円を超えることはなく、世帯主年齢階級が 40～59 歳の２つの階級で所得税負担が集中していることがわかる。これは、所得税制における累進課税が影響していると考えられる。他の年齢階級と比べて、この両年齢階級の所得税負担額が多いという構図は、図表 8 でみた消費税負担額の構図とはかなり異なっており、所得税負担が勤労世代により多く、退職世代により少なくなる性質を表している。その意味で、消費税負担は、世代を超えて負担を広く分かち合う性質を持っていることが改めて確認できる。

また、世帯構成の通時的な変化が負担額に与える影響を比較すると、図表 8 の消費税では、人口減少に伴う世帯数の減少によって受ける金額の変化幅は、40～49 歳を除く全年齢階級で 1 兆円未満であるのに対して、図表 9 の所得税では、その変化幅は世帯主が 40～49 歳の世帯だけでなく 50～59 歳の世帯でも 1 兆円を超えている。しかも、2030 年から 2040 年にかけて 1 兆円超も減少している。その要因として、世帯主が 50～59 歳の 1 世帯当たりの所得税負担額が、消費税負担額よりも年 10 万円ほど多いことが考えられる。それだけ、世帯数の変動に感応的になるといえる。

別の言い方をすれば、人口減少に伴う世帯数の減少の影響について、消費税と所得税を比較すると、消費税の方が影響をより受けにくく、所得税の方がより大きく影響を受けるといえる。

また、消費税では、2035 年と 2040 年に世帯主が 60～69 歳の世帯の負担額が最も多くな

ることが観察されたが、所得税ではそうした現象は観察されない。2040 年でも、世帯主が60～69 歳の世帯の負担額は、50～59 歳の世帯の負担額よりも 1 兆円超も少ない。このことは、公的年金等控除などにより高齢者の所得税負担が軽減されていることが影響していると考えられる。

個人住民税について、その金額を示したのが、図表 10 である。図表 10 を見ると、世帯主年齢階級別の金額は、2018 年以降すべての年で世帯主が 50～59 歳の世帯が他の世帯よりも多い。ただ、その金額も 2025 年をピークに減少する。世帯主が 40～49 歳の世帯の金額は、2018 年以降減少する。この２つの年齢階級で個人住民税の負担が集中していることは、所得税と同様である。

図表10　世帯主年齢階級別個人住民税収

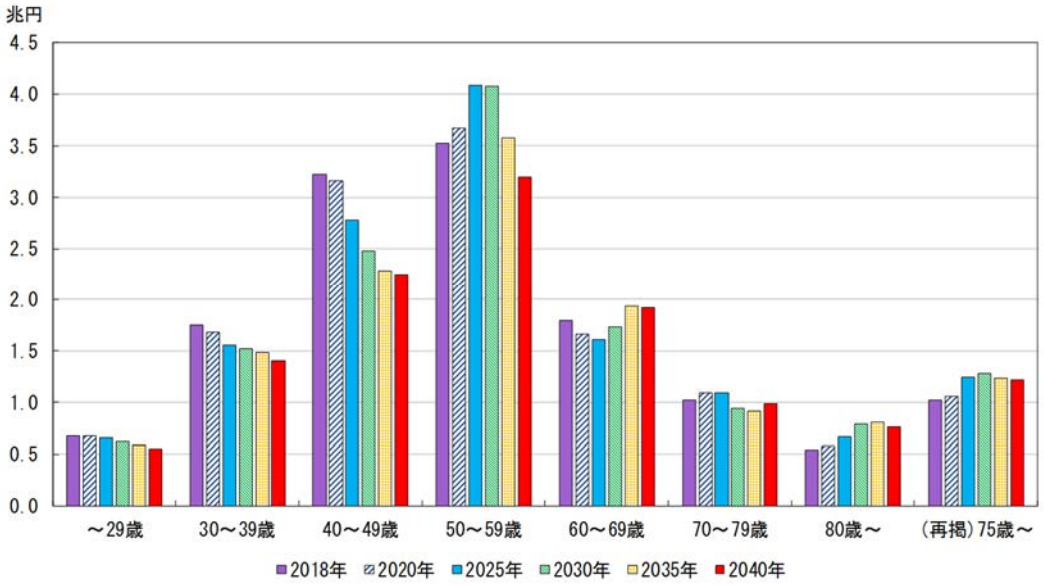

（出所）筆者推計。

社会保険料について、その金額を示したのが、図表11である。図表11を見ると、世帯主年齢階級別の金額は、2018年以降すべての年で世帯主が50～59歳の世帯が他の世帯よりも多い。ただ、その金額も2025年をピークに減少する。世帯主が40～49歳の世帯の金額は2018年以降減少する点や、この２つの年齢階級で負担が集中している点は、所得税や個人住民税と同様である。図表6で見たように、社会保険料は、各年齢階級で、個々に所得税や個人住民税の２倍超の負担額となっている（別の言い方をすると、社会保険料負担は、所得税負担と個人住民税負担を合計した金額よりも多い）ため、図表11もその金額の規模が大きくなっている。

図表11　世帯主年齢階級別社会保険料収入

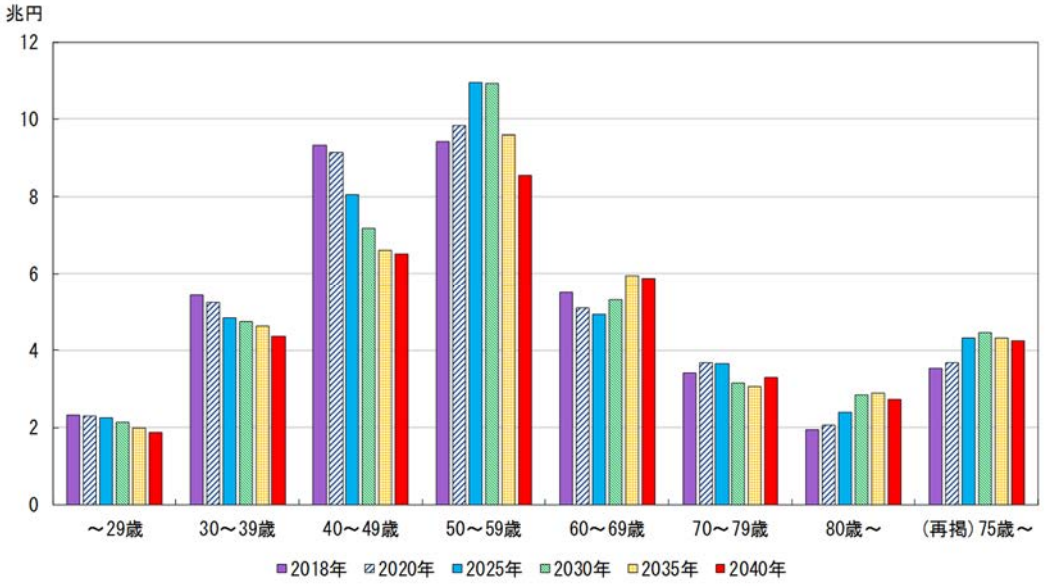

（出所）筆者推計。

(6) 2040年までの社会保障財源の推移

以上の推計を踏まえ、2040 年までの各年の全年齢階級合計を、消費税、所得税、個人住民税、社会保険料について示したのが図表 12 である。ここでの全年齢階級合計額は、あくまでも推計上の金額であることから、2018 年の合計額を 100 として、その後の推移を示している。特に、消費税については、2018 年に標準税率が 10%になっていたと仮定していることと、全税収を網羅的に推計できていないことがあるため、推計上の消費税収の推移を指数化して表している。

図表12　世帯主年齢階層別 1 世帯当たり租税負担から推計した税収（2018年＝100）

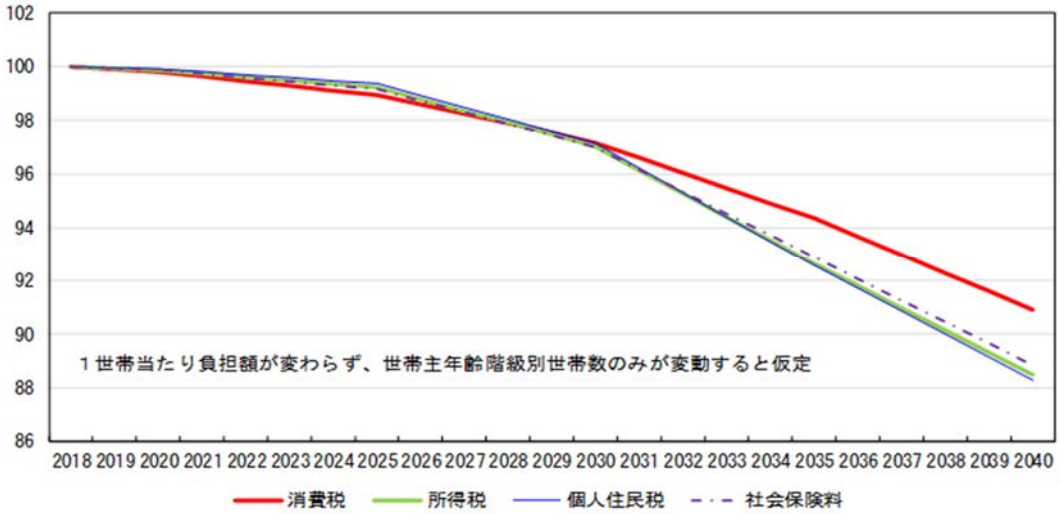

（出所）筆者推計。

この推移は、前述の通り、2018 年の 1 世帯当たり負担額が 2040 年まで変化せず、世帯主年齢階級別の世帯数が変化したことによって生じた変化を表している。別の言い方をすれば、人口減少に伴う世帯数の変化によって生じた財源の変化といえる。

図表 12 によると、所得税と個人住民税と社会保険料の推移はほぼ同様で、消費税と比べて、2030 年代に大きく減少することがわかる。2040 年において、消費税は 90.9、所得税は 88.5、個人住民税は 88.3、社会保険料は 88.8 である[13]。その意味では、それぞれは人口減少に伴う世帯数の減少の影響を受けて、2018 年比で 1 割ほど減少するが、消費税の方がその影響は小さいといえる。

消費税の場合、世帯数の変動の影響もあるが、年齢階層によって消費の構成が変化する影響も含んでいる。世帯主年齢階級別 1 世帯当たり消費額を示した図表 4 に基づくと、課税対象品目のうち軽減税率対象品目の消費割合は、世帯主が 29 歳以下の世帯では 17.1%、30～39 歳の世帯では 21.7%、40～49 歳の世帯では 23.0%、50～59 歳の世帯では 23.1%、60～69 歳の世帯では 27.0%、70 歳以上の世帯では 32.6%と、年齢が上がるにつれて上昇している。

そこで、その影響を取り除くべく、各年齢階級で消費税率 1 %分につきいくらの消費税負担をしているか（図表 5 における軽減税率対象品目の消費税負担額の 8 分の 1 と標準税率対象品目の消費税負担額の 10 分の 1 の合計）を示したのが、図表 13 である。これをみると、消費税率 1 %分の負担額は、単独世帯では全年齢階級で 2 万円強とほぼ同じとなっている。二人以上世帯では、世帯主が 50～59 歳の世帯で最も多くなっているが、それは世帯員数が異なる（世帯人員が多いと消費額が増えるのに伴い消費税負担額が多くなる）ことが影響している可能性がある。図表 13 からは、消費税率 1 %分の負担で見ると、世代間の負担の差がかなり小さいことがわかる。

図表13の含意について、将来推計に照らして考えると、今後いずれかの時期に消費税率を引き上げる際、軽減税率対象品目も標準税率対象品目も同じ幅で税率を引き上げれば、世代間の負担の公平をより維持して財源負担を求めることができるといえる。図表7が示すように、今後は単独世帯が増えてその割合が高まっていくことが見込まれているだけに、なおさらである。

[13] ちなみに、2018 年に、標準税率が 10%と仮定した場合の税収を 100 とすると、消費税率が一律で 8%とした税収は 84.3 となる。

図表13　消費税率1%分の1世帯当たり消費税負担額の推計（2018年）

単位：円

世帯主年齢	単独世帯	２人以上世帯	総世帯
～29歳	21,050	34,472	23,688
30～39歳	22,630	42,077	37,751
40～49歳	24,222	48,545	43,499
50～59歳	24,243	50,184	42,536
60～69歳	23,773	45,227	39,113
70歳～	20,594	36,209	30,160

（出所）筆者推計。

4. まとめ

本稿では、人口減少が社会保障財源に与える影響について、将来推計を交えて分析した。人口減少に直面する経済では、１人当たり GDP 成長率を高めなければ、人口が減少する分だけ経済成長率が低下する要因となる。１人当たり GDP 成長率を高める努力が別途求められることは言うまでもないが、人口減少による経済成長率の低下を意識した財源確保も不可欠である。つまり、これまでのように、堅実な税収弾性値を想定したとしても、プラスの経済成長率が当然として期待できるとして、税収が緩やかに増えてゆき、社会保障財源が自ずと確保されるとは限らないとみなければならない。

本稿では、人口減少に伴う世帯数の変動が与える社会保障財源への影響度を分析した。その結果、消費税、所得税、個人住民税、社会保険料とも、2040 年には、人口減少に伴う世帯数の変動によって直近と比べて１割ほど税収や社会保険料収入が減少することが確認できた。もちろん、物価上昇などによって名目額自体が減ることにはならないとしても、これが実質価値でみた減少要因となる。ただ、その中でも、消費税の方が、所得比例的な負担よりも、人口減少に伴う世帯数の変動の影響を受けにくいことも確認された。

そうした社会保障財源の性質を踏まえ、政策的含意として次のことが示唆される。消費税は、世代間の負担をより公平にしつつ、人口減少の影響をより受けにくい財源であるといえる。そのため、人口減少に対応した社会保障財源としても、消費税による財源調達が重要であるといえる。

また、所得税、個人住民税、社会保険料といった所得比例的な負担は、世帯主が 40～59 歳の世帯に負担が集中していることから、人口減少や高齢化の影響を受けやすい現行制度となっている。そのため、高齢者にも所得比例的な負担を求めることを徹底するとともに、課税最低限を下げるなどして課税ベース・賦課ベースを広げることで、人口減少の影響を緩和することが必要である。具体的には、所得税や個人住民税での公的年金等控除の縮小や、後期高齢者医療の保険料での所得比例の強化が有効である。

今後のわが国において、人口が減少するといえども、高齢化に伴い社会保障財源の確保が

ますます必要となる。人口減少の影響を受けにくい財源確保の方策が今後求められる。

参考文献

上村敏之（2006）「家計の間接税負担と消費税の今後－物品税時代から消費税時代の実効税率の推移－」，『会計検査研究』33号, pp.11-29。

宇南山卓（2015）「消費関連統計の比較」，『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.59-79。

大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子（2014）「家計の税・保険料負担 :『全国消費実態調査』を用いた計測」，『フィナンシャル・レビュー』第118号, pp.77-94。

高山憲之・白石浩介（2010）「わが国世帯における消費税の負担水準」，一橋大学経済研究所世代間 問題研究機構ディスカッション・ペーパー, CIS-PIE DP No.491。

土居丈朗編著（2013）『日本の財政をどう立て直すか』，日本経済新聞出版社。

土居丈朗（2017）『入門財政学』，日本評論社。

浜田浩児（2012）「2009年SNA分布統計の推計―2000年代後半における国民経済計算ベースの所得・資産分布」『季刊国民経済計算』No.148, pp.1-60。

前田佐恵子・梅田政徳（2013）「SNA分布統計における消費・貯蓄についての再推計」，『季刊国民経済計算』No.150, pp.59-74。

村澤知宏・湯田道生・岩本康志（2005）「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」，『経済分析』第176号, pp.19-41。

八塩裕之・長谷川裕一（2009）「わが国家計の消費税負担の実態について」，『経済分析』第182号, pp.25-47。